

愛媛県宇和島庁舎照明修繕（L E D化）業務仕様書

1. 業務概要

本業務は、宇和島庁舎の既設照明器具（蛍光灯を使用した照明器具）をL E D照明器具に取り換えることにより、照明器具の経年劣化による故障や漏電等の未然防止及び修繕後の省電力化を図るものである。

2. 修繕内容

修繕箇所は別添図面のとおりとする。

なお、既設照明器具の数量及びL E D照明器具の仕様は、別添L E D照明器具台帳のとおりであり、台帳に記載された仕様と同等品以上の器具を選定すること。

※L E D照明器具を設置済みの箇所については、業務対象外とする。

3. 施工内容

- (1) 照明器具交換箇所は、既設照明器具を撤去し、新設のL E D照明器具を取り付けること。
- (2) 執務室については、L E D照明器具への修繕前後で、執務室机上の照度を測定し、L E D照明器具への修繕後の測定において修繕前の照度を確保できていることを確認すること。なお、照度測定箇所及び測定条件は、協議により決定する。

4. 作業一般

- (1) 作業は監督員の指示のもとに実施すること。
- (2) 業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

なお、L E D照明修繕にあたり、執務室については、業務に支障が出ないように、宇和島庁舎の閉庁日（土曜日、日曜日又は祝日のいずれか）及び勤務時間（開庁日の8：30～17：15）以外で工程を作成し、修繕実施後、照度確認及び養生撤去を完了させること。

- (3) 業務実施にあたっては、施工現場の安全を確保するよう十分留意し、監督員と緊密な連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。

執務室等の実施においては、照明器具取外しに伴うほこり等が机上に落ちないように養生シート等で対策すること。

- (4) 事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに監督員に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 作業従事者は十分な経験と技能を有する者とする事。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は請負者の負担とする。
- (9) 火災予防には特に注意し、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、その都度監督員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、監督員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ修繕することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに監督員に申し出て協議を行い、請負者の負担において復旧させること。
- (14) 業務の実施に伴い発生した廃棄物（蛍光灯及び照明器具等）は、関係法令を遵守し適正に処理すること。